



# 秋田県公報

目 次 ページ

**公安委員会規則**

○秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一・調査課）……………1

**公安委員会規則**

**秋田県公安委員会規則第11号**

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月26日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表警備部の項中「国体対策課」を削る。

第7条警備第二課の項第2号、第7号及び第8号中「（国体対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条国体対策課の項を削る。

第16条第1項の表国体対策課の項を削り、同表少年課少年事件捜査指導官の項中「少年事件捜査指導官」を「少年事件指導官」に改め、「の捜査」の次に「及び調査」を加える。

**附 則**

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 0862-876600 FAX 0863-000505  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄